

第10部 パリ条約による優先権等の主張の手續

101 関連条文

意匠法

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第四項まで（パリ条約による優先権主張の手續）及び第四十三条の二（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。
（第2項以下略）

特許法

第四十三条 パリ条約第四条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日
- 二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日
- 三 その特許出願が前項又は次条第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4 第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。
（第5項略）

特許法

第四十三条の二 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

- 2 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。
- 3 前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

101.1 パリ条約による優先権等の主張の効果

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第4条Bで、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

これに基づき、優先権の主張を伴った意匠登録出願についての新規性（意匠法第3条第1項）創作非容易性（意匠法第3条第2項）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第3条の2）先願（意匠法第9条）及び関連意匠（意匠法第10条）に関する審査においては、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の日をその判断の基準日として取り扱う。すなわち、優先権の主張を伴った意匠登録出願の意匠と同一又は類似する意匠に係る他の意匠登録出願が優先期間内にあっても、その意匠登録出願は優先権の主張を伴った出願の後願として取り扱い、また優先期間内に当該意匠の新規性を喪失するような事実が発生しても、拒絶の理由の根拠とされることはない。

なお、我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の2の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

101.1.1 パリ条約による優先権等を主張するための手續

パリ条約第4条D(1)の規定により意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項、第2項及び第3項に規定する手續をしなければならない。

なお、パリ条約の例による優先権主張の手續についても、パリ条約による優先権主張の場合と同様である。(意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第3項)

101.1.2 パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間

意匠登録出願又は実用新案登録出願に基づくパリ条約による優先権を主張して我が国へ意匠登録出願をする場合の優先期間は、6か月である。(パリ条約第4条C(1)、パリ条約第4条E(1))

なお、パリ条約の例による優先期間についても、パリ条約による優先期間と同様である。(意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第2項)

101.2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

パリ条約による優先権の主張の効果が認められるためには、パリ条約で定められた以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした最初の出願であること
(パリ条約第4条A(1)、パリ条約第4条A(2)、パリ条約第4条A(3)、パリ条約第4条C(4))
- (2) 我が国への意匠登録出願人は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願をした者又はその承継人であって、条約の利益を享受することができる者であること
(パリ条約第2条、パリ条約第3条、パリ条約第4条A(1))
- (3) 優先権の基礎となる第一国への最初の出願は、意匠登録出願又は実用新案登録出願であること
(パリ条約第4条E(1))
- (4) 我が国への意匠登録出願は、第一国への最初の出願の日から6か月以内になされているものであること
(パリ条約第4条C(1)、パリ条約第4条E(1))
- (5) 第一国への最初の出願に基づいて優先権の申立てがなされているものであること
(パリ条約第4条D)
- (6) 我が国への意匠登録出願の意匠は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の意匠と同一であること

(パリ条約第4条A(1)、パリ条約第4条B)

なお、パリ条約の例による優先権の主張の効果が認められるための要件についても、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件と同様である。
(意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第2項)

101.3 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められない場合の例

- (1) 意匠登録出願に係る意匠が、パリ条約による優先権等の基礎となる第一国の最初の出願の意匠と同一でない場合
 - (部分意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」参照)
 - (組物の意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」72.1.7「パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願」参照)

- (2) 意匠登録出願に係る意匠と同一の意匠を優先権証明書により認識することができない場合